

統計法第 28 条第 2 項の規定に基づく審議について

〔 令和 8 年 1 月 29 日
統計委員会決定 〕

統計法（平成 19 年法律第 53 号）第 28 条第 2 項の規定に基づく統計基準に関する審議については、一度統計委員会での諮問審議を終え、答申がなされた統計基準に誤植等の軽微な修正が必要となった場合において、当該統計基準の構成・内容等を実質的に変更するものではないと委員長及び関係する部会の長が判断した場合は、改めて統計委員会における諮問審議を要さないものとする。

なお、当該案件の処理後、統計委員会が総務省政策統括官（統計制度担当）から処理結果の報告を受けるものとする。